

新型コロナウイルス感染症に係わる対応等について（人権教育課）

（この流れは、一例です。各校の状況に合わせて取組をお願いします。）

	学校	人権教育課の対応
	※網掛けの①②③⑦⑧は、教育研究支援課より発出された「『学校における新型コロナウイルス感染症発生時の対応例 Ver.3.1 2021.3.24』」から抜粋	
1 児童生徒の感染を確認（1日目）	○保健所・教育委員会との連絡調整	○担当指導主事が学校に行き、状況を把握 ○外国につながる子どもや保護者が在籍する場合は通訳者を派遣
※ 1次消毒	○保護者へのメール配信① 「陽性者判明による臨時休業のお知らせ」	○保護者宛て文書及びメール文（①②③）を必要言語で翻訳 ⇒できるだけ日本語文書と同時に発出できるようにする
	○保護者へのメール配信② 「濃厚接触者特定終了について」	
	○濃厚接触者、接触者へ検査についての電話連絡、メール配信③ 「PCR検査の実施方法について」 ※通常は、保健所から個別の指示を行うため不要	○保護者等の電話対応に係り、必要に応じて通訳者を派遣
2 臨時休業（全校）（2日目）	○保護者・地域からの電話対応	○保護者等の電話対応に係り、通訳者を派遣
	○PCR検査の実施	○PCR検査の実施に係り、必要に応じて外国につながる子どもや保護者に対する通訳を行う。
	○保護者宛文書送付⑦ 「臨時休業通知（保護者宛て）」	○保護者宛て文書及びメール文（⑦）の翻訳 ⇒できるだけ日本語文書と同時に発出できるようにする
	○学校便りの発信 誹謗中傷や差別的行為の防止について、学校としての思いを発信	○学校便りの作成に係る相談・助言
	○職員会議・校内研修会に係る内容の検討	○職員会議・校内研修会に係る内容について、管理職及び研修担当等と検討
3 臨時休業（全校）（3日目）	○臨時休業中の子ども及び保護者への対応	○学校からの要請に応じて通訳者を派遣
※ 2次消毒	○臨時休業明けの子どもへの対応について（職員会議・研修会） ●研修会の内容 「子どもをどのような気持ちで迎え入れるか」 「子どもたちが登校した時、どのような言葉をかけていくか」 「安心して過ごせるために、各学年でどのような人権学習を組むか」	○職員会議・校内研修会支援、助言 ①陽性者・濃厚接触者・接触者以外の子どもたちに対して話す内容 ②濃厚接触者となった子どもたちが登校したときに話す内容 ③陽性となった子どもが登校するまでに行う内容 ④2週間自宅待機となっている子どもや保護者に届ける内容 ⑤陽性となった子どもや保護者に届ける内容

- 子どもが登校する朝、いつも通り迎え入れながら、アンテナを高くして子どもの様子を見ていく。
- 気になる様子の子どものがいたら、声をかけて、その思いを聞きとる。
- 「誰が感染したの？」という問いには、「どうして、そのことを聞きたいの？」と、まずは、その子がどうしてそのことを聞くのかを聴き、興味本意であれば「あなたがその立場だったらどう思う？」と考えさせる。
- 消毒の徹底や検査の結果等もふまえ、安心して過ごせる学校であることをていねいに伝えることで、感染に対する不安を取り除く。
あわせて、人を誹謗中傷したり、からかったりすることはいけないことを伝えていく。
- 子どもがどのようなことを思っているのか、どのようなこと思いながら休業中に過ごしていたのか、保護者の思いはどうかを丁寧につかんでいくことが必要。
- 保護者からの質問に対して、個人としての考えを伝えるのではなく、自信がないこと不確かなことは一度持ち帰って、管理職と相談し返していく。
- 授業（人権学習）の取組の意図や、子どもの様子や声などを学級だより、学校だよりで発信していく。それを通して学校が大切にしていることを保護者に伝えるとともに、子どもと保護者がともに話し合ったり、考え合ったりするきっかけとする。
- 感染した子どもや濃厚接触者となった子ども、その家族等の不安を軽減するためにも、可能な限り学校の考えや子どもたちが学習していること、子どもの声などを登校する日までに丁寧に伝えておく。

4 該当学年以外の児童生徒が登校 (4日目)	○保護者へのメール配信⑧ 「PCR検査の結果、今後の対応について」 ○学校が一丸となって、まずは今日から登校する子どもたちが安心できるような体制をつくり、迎え入れる。 ○必要に応じて、PTA 会長と感染予防と誹謗中傷や差別的行為の防止について協議し、保護者対象にPTA 会長と学校長の連名で文書またはメールを発信 ○休業により欠席している子どもへの対応 ○不安で欠席している子どもへの対応 ○授業 ○子どもたちの様子の共有 ○子どもたちの様子を保護者に発信	○保護者宛てメール文（⑧）を必要言語で翻訳 ⇒できるだけ日本語文書と同時に発信できるようにする ○担当指導主事が学校に行き、管理職や職員の相談に応じる ○必要に応じて通訳者を派遣 ○誹謗中傷や差別的行為の防止に関する文書について相談に応じる ○保護者宛て文書及びメール文を必要言語で翻訳 ○休業により欠席している子どもや不安で欠席している子どもへの対応について相談 ・子どもの思いをていねいに聞く ・「心配なことがあったら先生に言ってね」と声かける ・他の子どもたちの様子を伝える ・登校してきている全学年が、人権学習に取り組むことを伝える（登校することへの不安を軽減する⇒保護者にも伝える） ○人権学習での子どもたちの反応や気づき、感想をもとに、今後、どう進めていくかについて相談
【子どもが登校してきた最初の授業で子どもと考えたいこと等（教材の活用も検討）】 ●子どもが休みの間どんな気持ちでいたのか、子どもたちの気持ちを出させたい ●コロナについての正しい知識を伝える ●うわさによって傷ついている人の思いを想像することで、うわさを信じたり、広げたりすることは間違っていることを考えさせる ●一番不安や心配な気持ちを抱えているのは誰で、どんな気持ちでいるのか想像させる ●自分に何ができるのか考える ●教職員自身が、どのように生きていきたいかを話す		
5 PCR検査をうけた児童生徒が登校 (感染確認から2週間)	○学校長から全校への発信 ○登校してきた子どもの思いや姿の丁寧な把握 PCR検査を受けた子どもが在籍する 学級学年で、人権学習を行う (ねらいを明確にもつ) ○子どもたちの様子や学校が大切にしていることを、学校だよりや通信を活用しながら丁寧に保護者に伝える ○学校が大切にしていることを地域や中学校区にも発信し、協力を求める	○担当指導主事が学校に行き、管理職や職員の相談に応じる ○必要に応じて通訳者を派遣 ○人権学習に係る指導助言 【前日まで】 ○PCR検査を受けたことにより、「自分がいじめられるのではないか」などの不安を抱えていないか、丁寧に子どもの思いや様子をつかむための支援・確認
6 感染した児童生徒の自宅待機終了	○登校してきた子どもの思いや姿の丁寧な把握 ○登校してきた子どもに対する周りの子どもの様子を把握する。 ○放課後、家庭訪問し、保護者に子どもの様子を伝える。 ○中学校区人権教育担当者会（人権教育推進校区連絡会等）で共有。	○担当指導主事が学校に行き、管理職や職員の相談に応じる ○必要に応じて通訳者を派遣 【前日まで】 ○感染したことにより、「自分がいじめられるのではないか」などの不安を子どもが抱えていないか、丁寧に子どもの思いや様子をつかむための支援・確認 ○明日から登校してくる子どもが、安心して登校できるよう、家庭訪問をして、子どもや保護者の思いを聞くとともに、安心できる声かけについての助言や支援
【共有する内容】 ① 子どもたち全員が安心して登校できるように、学校が行った話し合いの内容。 ② どの子も、誰一人として差別されないために、学校として取組んだこと。 ③ 家庭訪問や学校でつかんだ、子どもや保護者の思い・様子。 ④ 子どもたちが安心して生活できるために行った、または行う予定の人権学習について。 ⑤ 中学校区の子どもや保護者の意識を共有することで、中学校区としての課題を確認する。		